

## 母子家庭の母の 就業を支援します

申請には、事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

### 自立支援教育訓練促進費

母子家庭の母が経済的自立を目指して、教育訓練給付の対象講座を受講した場合、支払った受講料の一部を支給します。

### 対象(すべてに該当する方)

①市内在住で母子家庭の母

②児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある

③雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格がない

### 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

### 支給額

受講料の二割(上限十万円・下限四千元)

### 高等技能訓練促進費

経済的に困難な母子家庭の

母が、看護師(准看護師を除く)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしている場合に支給します。

### 対象(すべてに該当する方)

①市内在住で母子家庭の母

②現在、修業と就労または子育ての両立が困難

③児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある

④二年以上の課程がある養成機関に入り、対象資格の取

得が見込まれる

\*今後該当が見込まれる方もご相談ください。

### 支給額

非課税世帯 月額十四万円

課税世帯 月額七万五千円

\*ただし、平成19年3月31日以前に資格取得養成機関に入った方は、月額十四万円。

### 支給期間

修業する全期間

問い合わせ：子育て支援課

TEL 224-5821

# 男女共同参画社会の実現へ

男女共同参画課・TEL224-5723・FAX224-6705

## 女性人材リストに登録しませんか

「女性人材リスト」は、市の各種審議会などの委員を選任する際の参考とします。あらゆる分野への女性の参画を進め、女性の意見を反映させやすくするために、女性人材リストに登録してみませんか。

**対象**…市内在住・在勤または市内の団体に所属している成人女性

**登録方法**…男女共同参画課(本庁舎3階)・女性活動支援のひろば・女性会館で配布する「女性人材リスト登録票」に必要事項を記入し、男女共同参画課

\*登録された方が必ず、委員などに選任されるものではありません。

\*選任された場合は、担当部署から委員就任について意向の確認があります。その時点で依頼を断ることもできます。

## 男女共同参画情報紙のタイトルを募集

市では、平成6年度から男女共同参画情報紙「人と人のこうさてん」を、年2回発行しています。来年度、この情報紙をリニューアルします。そこで、男女共同参画情報紙にふさわしい名前を募集します。採用された方には、図書カードをプレゼント。

**応募資格**…市内在住・在勤・在学

**応募方法**…任意の用紙に5文字程度のタイトル名(ふりがな)・タイトルの説明と、住所・氏名(ふりがな)・電話番号、在勤・在学の場合は勤務先・学校名を明記し、4月30日(金)(必着)までに〒350-8601川越市役所男女共同参画課(ファクス可)

### ●注意事項

①応募作品は、自作、未発表、未応募のものに限ります

②採用された方の氏名などは公開します

③応募作品の著作権財産権は市に帰属します

④同一作品で、複数応募はできません

⑤応募作品を修正することがあります

⑥いただいた個人情報、目的外に使用しません

\*決定後、広報川越や市ホームページなどで発表します。



3月5日、伊佐沼公園に出かけました。園内の木々は、冬の間じっと我慢していた芽が、春に向けて準備中。広場では、暖かい陽の光を浴びながら、母子が元気に遊んでいます。自宅から持ってきたお気に入りのボールを高く上げたり、転がしたり……。4月には、園内に9種類のアスレチックがリニューアルオープンする予定。春の到来と共に、子供たちの歓声も満開になりそうですね。



シリーズ 290

【伊佐沼】

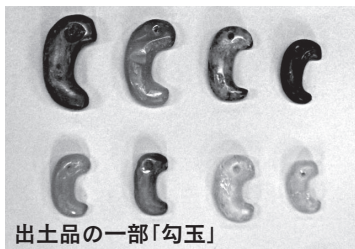
# 市の文化財を新たに3件指定

文化財保護課・TEL224-6097

市教育委員会では、2月24日付けで考古資料1件・史跡1件・天然記念物1件を市の文化財に指定しました。

## ●山王塚西古墳出土品(考古資料)

山王塚西古墳は、大塚新田字山王前にある直径約40メートルの円墳です。平成4年に発掘調査が行われ、埋葬施設である横穴式石室と周堀が発見されました。



出土品の一部「勾玉」

出土品には、耳環・勾玉・切子玉・ガラス玉・直刀・鉄鏃など死者に添えられた副葬品と、墓前祭祀に使われた土器があります。このうち直刀の鏢には、縁にC字形の銀象嵌があることがX線調査で分かりました。出土品の年代は、6世紀末から7世紀初めにおよび、この時代の古墳の典型的な出土例として貴重です。

## ●原田家住宅(史跡)



現在の松江町2丁目にある原田家住宅

当家は、屋号を足立屋、通称「足立要」と呼ばれた川越でも大手の米穀問屋でした。所在する旧志義町通り周辺には、かつて米穀問屋が集まり、明治後期から昭和初期まで、穀物取り引きの中心としてにぎわいをみせていました。当家にある建物は、黒塗りの漆喰壁に3つの観音扉、屋根の巨大な鬼瓦が印象的な店蔵をはじめ、住宅、文庫蔵、屋敷稲荷、井戸、外便所、2棟の土蔵からなります。往時の米問屋のつくりや暮らしをうかがい知ることのできる貴重な史跡であり、今もなお、通り沿いにひととき存在感のある建物として残されています。

## ●的場小川家のツゲ(天然記念物)

イヌツゲは本州以南に生育する常緑の低木です。くしなどの細工に使われる「ホンツゲ」がツゲ科に属するのに対し、イヌツゲは通常「ツゲ」と呼ばれモチノキ科に属します。的場小川家のイヌツゲは樹高が約5m、地上から1.3mの所で8本に枝分かかれし、最も太い枝の幹周りは2mあります。イヌツゲは「ホンツゲ」の代用になることがあるように材質はち密で、そのため大きく生育することは珍しいようです。そのような中で小川家のイヌツゲは、庭木としてよく手入れされながら大きな半球状に成長しています。樹齢は、享保5年(1720)に小川家の先祖が現在の地に屋敷を構えたときに植えられたと推定されることから、約300年はあると考えられています。



次の手続きは、国民健康保険課(本庁舎二階)・出張所・連絡所でできます。

**国保に加入する場合**

退職などにより他の健康保険を脱退した場合は、脱退日以後に国民健康保険(国保)加

国保の手続きを  
忘れずに

入の届け出が必要で

### ●届け出に必要な物

- ①健康保険資格喪失証明書Ⅱ  
今まで加入していた健康保険の脱退日を証明した書類
- ②身分証明書Ⅱ運転免許証など顔写真付きの物
- ③年金証書Ⅱ65歳未満で厚生年金や共済年金を受給している方のみ

### ④委任状Ⅱ別世帯の方が手続きする場合のみ

- \*委任状が必要または②を持参していない場合は、保険証を書留郵便で送付します。
  - \*退職後も会社などの健康保険に継続して加入できる制度(任意継続制度)があります。
- 勤務先の健康保険担当部署にお尋ねください。

### 国保を脱退する場合

就職などで他の健康保険に加入した場合は、国保の脱退の届け出が必要です。

### ●届け出に必要な物

- ①新たに加入した健康保険の保険証
- ②今まで使用していた国保の保険証
- ③委任状Ⅱ別世帯の方が手続きする場合のみ

### 引越しの場合

市区からの転入・転出手続きに併せて加入・脱退の手続きを行います。それまでの保険証は、転入日または転出日以後、使えなくなります。

問い合わせ：国民健康保険課

国保資格担当

TEL 224-5836